

一般財団法人 C.W.ニコル・アフアの森財団
会員規定要項

(会員)

第1条 一般財団法人 C.W.ニコル・アフアの森財団(以下、当財団という)の目的および活動趣旨に賛同し、その発展に助長しようとする個人、法人又は団体を会員(以下、会員という)とする。

(会員種別と年会費)

第2条 会員は賛助会員とアフア会員の2種別とする。

2.会員の年会費は次とする。

(1) 賛助会員 1口 50000円(年)

(2) アフア会員(年払) 1口 5000円(年)

3.アフア会員のうち、クレジットカードによる支払いに限り、年会費1口5000円を1口当り500円の月払いに代えることができるものとする。

(1) アフア会員(月払) 1口 500円(月)

(入会申込)

第3条 当団体に入会しようとする個人・法人・団体(以下、申込者という)は、所定の入会申込用紙に必要事項を記入し、法人の場合は法人の関連参考資料とともに提出するものとする。

(入会審査)

第4条 入会申込書ならびに関連参考資料に基づき、申込者が当団体を真に支援するものであるか否かを当団体事務局(審査委員会)において審査する。

(入会手続)

第5条 入会審査において入会をみとめられた申込者は、当該年会費として1年分納入する。ただし、アフア会員(月払)は1口当り月500円を納入する。

(年会費の期間)

第6条 年会費は、納入した月より一年とする。

ただし、アフア会員(月払)の期間は、納入した月とする。

(会員の特典)

第7条 賛助会員およびアファン会員は当団体より次の各項の提供を受けることができる。ただし、アファン会員（月払）は会費を納入した期間のみ提供を受けることができる。

- (1)年次報告書
- (2)季節のお便り
- (3)アファンの森会員見学会
- (4)会員の集い

(会員の特典・オフィシャルスポンサー)

第8条 年会費 20 口以上の賛助会員をオフィシャルスポンサーとし、当団体より次の各項の提供を受けることができる。ただし、各項の提供を受けるにあたり、別途覚書を交わすこととする。

- (1)年次報告書
- (2)活動の内容および写真数点
- (3)協賛企業としての告知
- (4)当団体ホームページに企業名(バナー)の掲載

(会員の特典・事業別スポンサー)

第9条 年会費 10 口以上の賛助会員を事業別スポンサーとし、当団体より次の各項の提供を受けることができる。ただし、各項の提供を受けるにあたり、別途覚書を交わすこととする。

- (1)年次報告書
- (2) 協賛事業の内容および写真数点
- (3) 協賛企業としての事業協賛の告知
- (4) 当団体ホームページに企業名(バナー)の掲載

(退会)

第10条 退会を希望する申込者は、所定の用紙に必要事項を記入し、当財団に提出するものとする。

(会員情報の保護)

第11条 当団体は、別に定める個人情報管理規程に基づき、会員に関する個人情報について守秘義務を負い、会員名簿(氏名、住所、電話番号、生年月日等の全て

が記載されている媒体)は一切公開しない。

- 2.当団体は、会員にとって利益となると考えられる自然保護情報などの提供の際に、会員名簿を使用することができる。ただし、会員本人から名簿非使用の申し出があった場合には当該会員の個人情報は使用しない。

(改廃)

第12条 この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

2007年2月26日改訂

2014年5月28日改訂

2017年6月19日改訂

2018年3月20日改訂